

京都市子ども・子育て会議 第1回幼児教育・保育部会

会議録

日 時	平成26年2月4日(火) 15:00~18:00	
場 所	コープ・イン・京都 2階 202号室	
出席者	委員	安藤和彦委員, 一村大輔委員, 井上直樹委員, 柿沼平太郎委員, 加藤和子委員, 河嶋喜矩子委員, 川島由里子委員, 熊谷知子委員, 白井敞子委員, 中武由美子委員, 中西拓委員, 藤木恵委員, 藤本明弘委員, 升光泰雄委員, 丸橋泰子委員, 矢島里美委員
	特別委員	阪井一代委員
欠席者	委員	天野珠路委員, 石垣一也委員, 畑奈津子委員, 畑山博委員, 吉田正幸委員
次 第	議題及び報告 1 幼児教育・保育部会のスケジュールについて(報告) 2 京都市の幼児教育施策と保育施策について(報告) 3 「京都市子ども・子育て支援事業計画」における学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みについて(審議) 4 教育・保育提供区域について(審議) 5 施設・事業の認可基準等について(審議)	

○廣瀬施設整備担当課長

それでは、定刻を過ぎましたので、ただいまから、第1回京都市子ども・子育て会議 幼児教育・保育部会を始めさせていただきます。

皆様方におかれましては、大変御多忙のところ御出席を賜り、誠にありがとうございます。

私は、本日の司会を務めさせていただきます保育課施設整備担当課長の廣瀬と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の会議につきましては、市民の皆様には議論の内容を広くお知りいただきますため、京都市市民参加推進条例第7条第1項の規定に基づき公開することといたしておりますので、あらかじめ御了承いただきますようよろしくお願いいたします。

また、1点、皆様へ事務局からお詫びがございます。本日の会議に当たりましては事前に資料をさせていただくべきところではございましたが、準備の都合上、事前に送付することができませんでした。大変申し訳ございません。次回から事前に送付できますよう努めて参りますので、なにとぞよろしくお願いいたします。

また、本日お手元の資料、座席図の次に質問票を配布させていただいております。資料が当日配布になりましたため、会議の途中で十分に御意見をおっしゃれない場合もあろうかということで、もし終了後に御質問がお有りの場合はこの質問票に御記入いただきまして、事務局に御送付いただけましたら結構かと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、開会に当たりまして、保育課長の白澤から御挨拶申し上げます。

○白澤保育課長

ただいま紹介に預かりました京都市保健福祉局子育て支援部保育課長の白澤でございます。よろしくお願いいたします。本日はお忙しいところ、幼児教育・保育部会の方に御参加いただきましてありがとうございます。また日頃は本市の教育、保育、子育て支援等に御協力いただきましてありがとうございます。さて、平成27年4月から子ども子育て支援新制度に向けまして、本市の子ども子育て支援事業計画を策定するに当たりまして、本市の子育て支援施策の総合的な計画であります京都市未来子どもプランの次期プランとの整合性を図りながら策定していく予定になっております。その策定に当たりまして、保護者の皆様や施設事業者、従事者の皆様、また学識経験者等の皆様に御参加いただきまして、当幼児教育・保育部会の方で御意見を賜りながら策定に向けて事務を進めさせていただきたいと考えております。当部会につきましては、子ども子育て会議の中で特に内容、規模等におきまして、ボリュームの大きい部会となっております。その関係でこのように多くの委員の皆様に御出席いただきまして議論をしていただくということで進めて参りたいと思います。つきましては、本当により良い会議になればという風に考えております。また、平成27年1月のプランの策定に向けまして、長期間に渡りますが、皆様には御協力の方をよろしくお願いいたしますと考えております。最後になりますが、本日も議題が盛り

だくさんになっておりますけれども、よろしく願いいたします。簡単ではございますが、私からの挨拶に代えさせていただきます。本日はよろしく願いいたします。

○廣瀬施設整備担当課長

それでは、本日の会議につきましては、特別委員を含めまして、22名の部会委員に御参画をお願いいたしているところでございます。本日御出席の委員の皆様の御紹介をいたします。部会長の安藤委員でございます。

○安藤部会長

安藤です。よろしく願いいたします。

○廣瀬施設整備担当課長

一村委員でございます。

○一村委員

一村です。よろしく願いいたします。

○廣瀬施設整備担当課長

井上委員でございます。

○井上委員

井上です。どうぞよろしく願います。

○廣瀬施設整備担当課長

柿沼委員でございます。

○柿沼委員

柿沼です。よろしく願いいたします。

○廣瀬施設整備担当課長

加藤委員でございます。

○加藤委員

加藤です。よろしく願いいたします。

○廣瀬施設整備担当課長

河嶋喜矩子委員でございます。

○河嶋委員

河嶋でございます。よろしく願いいたします。

○廣瀬施設整備担当課長

川島由里子委員でございます。

○川島委員

同じく川島でございます。よろしく願います。

○廣瀬施設整備担当課長

熊谷委員でございます。

○熊谷特別委員

よろしく願いいたします。

- 廣瀬施設整備担当課長
特別委員の阪井委員でございます。
- 阪井委員
阪井です。よろしくお願ひいたします。
- 廣瀬施設整備担当課長
白井委員でございます。
- 中武委員
白井でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 廣瀬施設整備担当課長
中武委員でございます。
- 中武委員
中武です。よろしくお願ひいたします。
- 廣瀬施設整備担当課長
中西委員でございます。
- 中西委員
中西です。よろしくお願ひいたします。
- 廣瀬施設整備担当課長
藤木委員でございます。
- 藤木委員
藤木です。よろしくお願ひします。
- 廣瀬施設整備担当課長
藤本委員でございます。
- 藤本委員
藤本です。よろしくお願ひいたします。
- 廣瀬施設整備担当課長
升光委員でございます。
- 升光委員
升光です。よろしくお願ひします。
- 廣瀬施設整備担当課長
丸橋委員でございます。
- 丸橋委員
丸橋でございます。よろしくお願ひいたします。
- 廣瀬施設整備担当課長
矢島委員でございます。
- 矢島委員
矢島でございます。よろしくお願ひいたします。

○廣瀬施設整備担当課長

また、本日は天野委員，石垣委員，畑委員，畑山委員，及び吉田委員におかれましては，所要のため御欠席ということで御連絡をいただいております。「京都市子ども・子育て会議条例施行規則」第2条第3項におきまして，部会は，その部会に属する委員の過半数が出席しなければ，会議を開くことができないこととされておりますが，本日は，委員22名中17名の方に御出席をいただいておりますので，会議が成立していることを御報告申し上げます。

続きまして，事務局を紹介いたします。先ほど御挨拶申し上げました保健福祉局子育て支援部保育課長の白澤でございます。

○白澤保育課長

白澤です。よろしくお願いいたします。

○廣瀬施設整備担当課長

同じく企画・民間保育園担当課長の澤井でございます。

○澤井企画・民間保育園担当課長

澤井でございます。よろしくお願いいたします。

○廣瀬施設整備担当課長

同じく公営保育所担当課長の百瀬でございます。

○百瀬公営保育所担当課長

百瀬です。よろしくお願いいたします。

○廣瀬施設整備担当課長

教育委員会事務局指導部学校指導課担当課長の有澤でございます。

○有澤担当課長

有澤です。よろしくお願いいたします。

○廣瀬施設整備担当課長

教育委員会事務局総務部総務課担当課長の春田でございます。

○春田担当課長

春田でございます。よろしくお願いいたします。

○廣瀬施設整備担当課長

保健福祉局子育て支援部児童家庭課制度改革担当課長の荒木でございます。

○荒木制度改革担当課長

荒木です。どうぞよろしくお願いいたします。

○廣瀬施設整備担当課長

改めまして，私は，保育課施設整備担当課長の廣瀬でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

次に議事に入ります前に資料の御確認をお願いいたします。委員の皆様のお席には本日の席上配布の資料としまして，資料1-1から資料7及び参考資料までの一式を御準備い

たしております。次第のクリップ留めを外していただきますと、名簿の次が資料でございます。資料によりまして、縦と横がございまして、見にくいとは存じますが、それぞれ右肩に資料の番号を示しております。次第の配布資料の一覧にもございますとおり、資料1-1, 1-2, 資料2, 資料3, 資料4, 資料5-1, 5-2, 5-3, 5-4, 5-5, 5-6まで、資料6が6-1, 6-2, 6-3, それから資料7, 最後にクリップ留めの参考資料がございます。御確認いただきまして、もし御不足等がございましたら、事務局までお申し付けください。よろしいでしょうか。

それでは、早速ではございますが、本日の議事に移らせていただきます。ここからの議事進行につきましては、安藤部会長にお願いしたいと存じます。安藤部会長、どうぞよろしくお願いいたします。

○安藤部会長

それでは、時間の都合がありますので、このまま議事を進めさせていただきたいと思っております。

本日の進行についてでございますが、次第にありますように、まず、事務局からの報告を2件お聞きいただいた上で、『「京都市子ども・子育て支援事業計画」における学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みについて』、『教育・保育提供区域について』、『施設・事業の認可基準等について』の3件について御審議いただきたいと考えております。

それでは、まず、最初の「幼児教育・保育部会のスケジュールについて」、事務局から御報告をお願いいたします。

1 幼児教育・保育部会のスケジュールについて

事務局（白澤 保育課長）から、資料1-1、資料1-2を用いて、「幼児教育・保育部会のスケジュール」について説明。

○安藤部会長

ありがとうございます。今、スケジュールについての報告があったわけですが、これについて、御質問はございませんでしょうか。お有りでしたら、お願いいたします。

よろしいでしょうか。それでは先に進めさせていただきたいと思っております。

それでは2番目、「京都市の幼児教育施策と保育施策について」、事務局から報告をお願いいたします。

2 京都市の幼児教育施策と保育施策について

事務局（白澤 保育課長、有澤 学校指導課担当課長）から、資料2を用いて、「京都市の幼児教育施策と保育施策」について説明。

○安藤部会長

今、京都市の幼児教育施策等について、資料に基づいて詳しく説明をしていただいたの

ですが、ただいまの報告について、御質問ございましたらお願いいたします。

○矢島委員

16 ページで、幼稚園の預かり保育についての御説明をざっくりといただいたのですが、非常にざっくりで、具体的な、全体的にどのくらいの割合で幼稚園さんが預かり保育をされているのか、その辺のところははっきりいたしませんので、今後量の見込みの決定をしていくときにも、この辺のことが少し影響してくるかと思っておりますので、今でなくとも結構ですので、また資料等でお出しいただければと思います。

○有澤学校指導課担当課長

大変申し訳ございません。今日、本当は資料を間に合わせようと思っていたのですが、時間的に間に合わなかったため、第2回以降にお示しできればなと思っております。

○安藤部会長

他にございませんでしょうか。

○一村委員

26 ページのところに、保育士等の処遇改善経費というお話があったのですが、この処遇改善経費というのは、簡単に結構ですので具体的にどのような経費として利用されているのか御説明いただければありがたいです。

○白澤保育課長

昨今、保育士等の処遇についての話題が出ておるのですが、これにつきまして国の方でも一定保育士確保の問題等もございましたので、一定保育士さんの給料等を改善する目的もございまして、若干保育士個人に渡るお金を国が予算化をして配布することにしたものになっております。それが5.4億円ということで、先ほど表の方でも御説明したところなのですが、臨時で保育士処遇改善ということ挙げさせていただいたものになります。27 ページの表の左端のところなのですが、臨時的な経費ということで国の方で組まれたものでございます。

○安藤部会長

それでは他にございませんでしょうか。すいません、発言の前にお名前を、記録を考えたらしておいた方が良いでしょうね。

○川島委員

公募委員の川島でございます。2点、質問させていただきます。23 ページなのですが、虐待を受けた子どもの入所ということで、通報があった場合必要であれば児童相談所から保護者等に対し、保育所入所申込を勧奨することとなるという風にはありますが、実際にこの勧奨をして保育園に入ったケースがあったのかどうか。あったのならどれくらいだったのかということと、もう1点、地域の子育て支援のところですが、公営保育所では、専任の保育士を配置して、地域子育て支援拠点事業をやってらっしゃるわけですが、民間の保育園でもこういうことを実際にもう行われているのかどうかということをお聞きしたいと思います。

○白澤保育課長

まず1点目の虐待を受けた児童の状況なのですけれども、直近ではデータがなく、平成23年5月時点では10名というのが実際入所に結びついた数字として挙げさせていただいているものでございます。

○川島委員

はい、分かりました。後、子育て支援はどうですか。

○澤井企画・民営保育園担当課長

民間保育園の地域子育て支援事業でございまして、民間保育園でも1箇所で開催していただいております。

○川島委員

ありがとうございました。

○安藤部会長

はい、他に。

○丸橋委員

おふいすパワーアップの丸橋です。18ページにあります一時保育のことなのですけれども、私も一時保育につきましては非常にお母さんたちが足りないとか、本当になかなか入れないとか、働いている人の中にいたいとか色々あるので、去年にうちが作っている「京都 幼稚園・保育園情報」でも特集をしました。この中身ではあまり分からないので、それこそ保育の需要が、例えば週3日何か働き続けている人がいれば、緊急でどれくらい使っておられるのかだとか、何か本当に一時保育が全く足りていないのじゃないかとものごく思っていますので、ちょっとこの一時保育事業の中身ですよ、どういう風なところで、どういう風に利用されて、本当に緊急でどのくらい預かっているのとか、働いている人がこれで週2、3回だったら、もう早く予約しちゃって他の人が入れないとか、そういうことの分析をしないと、やっぱり足りないのだということで、はっきりしていただいたらありがたいです。お願いします。

○白澤保育課長

一時保育の利用状況についてなのですが、資料6-2というものをつけさせていただいています。教育・保育提供区域別のサービス利用状況ということで、今後の量の見込み等の話の中でまた出させていただこうかと思っていたのですが、保育利用の入所率とか、延長保育、一時保育ということで、実績を上げさせていただいています。ですから、このあたりも今後の量の見込みのところ、委員からお話ございましたように、御議論いただくことになるかなという風に考えています。

○安藤部会長

よろしいでしょうか。他にございませんでしょうか。

○澤井企画・民営保育園担当課長

今御質問がございました一時保育の利用の状況でございまして、平成24年度におきま

してのべ合計約6万2000人、そのうち緊急的な、一時的なものは約2900人です。勤務形態によるものにつきましては3万人で、また、私的な理由、リフレッシュ等のためというものが2万9,000人という構成になっております。

○安藤部会長

ありがとうございます。他にございませんでしょうか。

○藤本委員

幼稚園連盟の藤本と申します。25ページからの経費の資料、色々作っていただきましてありがとうございます。それについてちょっと教えていただきたいのですが、幼保の補助金の違いは、やはりはっきりいって比がすごく違うなと思いましたが、25ページを見ると、例えば公立の方の一般財源が52%、右端の市事業は25.7%という風にあります。これはいわゆる一般財源の方は国が交付しているという部分で、右が市のこれは単費で出しておられるという理解でよろしいのでしょうか。

○有澤学校指導課担当課長

はい、そうでございます。新たに一般財源につきまして、補てん措置されていますので、積算と申しますか、この財団法人の地方財務協会の積算に基づきまして算出している参考データという形になるかと思えます。

○藤本委員

なるほど。右端はじゃあ逆に独自財源という風にされている。

○有澤学校指導課担当課長

はい、この額のとおりでございます。

○藤本委員

そうですか。27ページを続けてお聞きしたいのですが、やはり同じように真ん中に国基準がありますけれども、右端には運営費での市単費助成とあります。これも今と同じ考え方で、市単費はあくまで市の独自財源ということですか。

○白澤保育課長

はい。

○藤本委員

ということは京都府内の市町村でも相当このいわゆる右端のところは差があるということですか。実態としては。

○白澤保育課長

そうですね。自治体によって違うと思います。

○藤本委員

当然全国でも違うわけですね。

○白澤保育課長

はい。

○藤本委員

すいません、長くて。28ページの方も、国基準という言葉と、右に市継足額ですか。この市継足額というのはやっぱり市単費の上乗せ分という内容ですか。

○白澤保育課長

はい、そうです。

○藤本委員

分かりました。ありがとうございます。

○安藤部会長

他にございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは、次に移らせていただきたいと思います。次から議題に入りますので、よろしくお願いいたします。

議題『「京都市子ども・子育て支援事業計画」における学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みについて』、事務局から説明をお願いしたいと思います。

3 「京都市子ども・子育て支援事業計画」における学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みについて

事務局（白澤 保育課長）から、資料3、資料4、及び資料5-1から資料5-6までを用いて、「京都市子ども・子育て支援事業計画」における学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みについて説明。

○安藤部会長 ありがとうございます。量の見込み等について説明をしていただいたのですが、それについて意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

○井上委員

資料ありがとうございます。京都市保育園連盟の井上でございます。この中で、特に将来の見込みということで、資料の3ページの上の段のところの平成25年度の保育利用児童数からの増加数ということで、合わせて4,797というびっくりするような数字が出ているわけですが、0歳から2歳に関しましては今後も保育を受けるというのがあるということですが、この3歳から5歳の3,114というのは、この中には今現在幼稚園に通園されている子どもさんもいるという風に理解したらいいわけですね。

○白澤保育課長

はい、そうでございます。

○井上委員

全部がこの保育園にこれだけ来られるということは、われわれ保育園としては、運営しておりまして、3,4,5歳がこんなに入ってくるということはあまりありませんので、そういうことですね。

○白澤保育課長

そうです。

○安藤部会長

他にございませんでしょうか。

○柿沼委員

全国認定こども園協会の柿沼と申します。本日の資料、ありがとうございます。1つちょっと確認なのですけれども、量のところで幼稚園の預かり利用をする子どもが2号認定に入らないということで、この資料の中でかっこ書きのところであったかと思うのですけれども、新しい制度というのが全ての子どもが良質な保育を受けられるようにするという、そしてどの子どもその保育認定を保護者の方が受けて、それにあわせて施設を供給するというような制度だったと思うのですけれども、その際にこの2号認定を受けない、幼稚園にいるからといって2号認定を受けないということは、例えば一時預かりの方で幼稚園型といわれる新制度でできる幼稚園型の方の量を見込むのか、それとも幼保連携型、ないし幼保連携型認定こども園として見込んでいくのか、その辺でだいぶ変わっていくのかなと思うのですけれども、そこはもう幼稚園の預かり保育で対応するのでそこは数にもうけないという解釈なのか、そこをちょっと確認したいと思うのですけれども。

○白澤保育課長

今のところそこまで明確なものはないのですけれども、一定想定されるということで御説明したつもりなのですが、今幼稚園に在籍されている方について、様々な利用形態が出てくるかと思いますので、それを踏まえて検討したいと考えております。

○安藤部会長

よろしいでしょうか。他にございませんでしょうか。

○藤本委員

幼稚園連盟の藤本です。詳細な御説明ありがとうございました。でも、あのほとんどよく分かりません。この中の方もどれだけ分かっておられるのか。そんなこといってもしょうがないのですが、改めてこういう儀式をしないと前へ進めないということ自体が非常にナンセンスでね、この人数の、もちろん数値というのは意味があるように見えますけれども、本当にじゃあ現場の声とかですね、そういうものがここにどれだけ反映されているのか、もちろん統計学上は有意な数を取られていると思いますよ。そんな操作はされていないと思いますけども、でも本当にこのこれだけのニーズ調査、相当の税金も使われたと思うのですけれども、国がやれと行ったからやらないとしょうがないのも分かるのですけれどね、それを今われわれこれ説明を受けてですね、これ分からんまま進むのですよね、会議は。分からんまま決を取られて、やっていくわけですよ。これ本当何年か先に分からんままやったこと、決まったことが、子どもたちの将来、あるいは京都の将来を決めていく上で、これ誰が責任取るのですか。こんな分からんまま、なんか分からんまま、とにかく決めなあかん、決めなあかで決めてですよ、本当に京都の子どもたちが豊かに育って、京都の将来がこの新制度の中できちんと保障されていくならいいのですが、みんなが本当に理解をしてやっていくならいいのだけれども。私だけがこんな思いを持っているのかな。だったらあれなのですけれども。ただ現実はずね、例えば一番最初に、別にごめんなき

い、行政の方を責めているのではないのですが、こういうやり方をせざるをえない、ものすごくこう、嫌なのですよ。例えば最初におっしゃった今の京都市の待機児童は94人とおっしゃった記憶があるのですけれど、94人と出ているのと今のとこれだけ開きのあるこのニーズ調査をね、まあニーズ調査は高く出る傾向があるというのはおっしゃるけども、こんなに開きがある調査自体がどこまで意味があるのかなと思うし、だったら94人程度の子どもさんたちをですね、きちんと手当でできるような方法をここで考えることが、本当にこう一番現実的で大事なことなのじゃないかなと。例えば先ほど保育園の井上先生がおっしゃったように、3、4、5歳は幼稚園が入っているからというお話もありましたが、先ほどおっしゃった5-1の0歳だと515人というのは、このアンケート調査、ニーズ調査からでいうと515人が更に増えますよという話ですよ。515人ももし来たらですよ、保育士さん3対1だったら180人、そこで手当をじゃあどうするのですかと。まあまあこれは調査ですという風に横に置かれるのであれば、じゃあ逆にこんな調査をわざわざ出される必要もないと思うし、何かこう非常に釈然としないというか、もちろんこういう事やらないといけないのは分かるのですけれどもね、これに基づいて本当に京都の必要量をこう決めていくというのが、何か京都の実態にどこまで即しているのか。国が決めるろといったことを本当にそのとおりにやるのだったら、市長さんも副市長さんも京都ならではのという風に本当におっしゃっていますよね。そのあたりはぜひいつもきちんと置きながら、進めるべきところは進めないといけないのは分かるのですけれども、ぜひとも京都方式というものをきちんと置きながら議論を進めていっていただきたいなという風に思います。

○升光委員

私も、具体的ないわゆる資料をまとめていただいてありがたいのですけれども、説明を聞かせていただいても分からないのです。全体会議、これがもう2回あったうえで、全体会議に行って説明されてもほとんど分からない状態でお示しされたことが、質問も出せないような状態で決まっていくというのが、やっぱりどうなのかなと思いました。例えば潜在的な要保育児童というお話もありましたけれども、例えばニーズ調査の資料5-4で、8ページ、9ページあたりでありますけれども、1年以内に就労したいという方が9ページでお母さん、3日、4日、5日がこれほとんどのパーセントだと思いますけれども、とか後、時間数を考えても4時間、5時間、そこらも潜在的な要保育に入れていくということですよ。でもこの辺考えていくと、生活実感からすると、必ずしも要保育ではない気もするのです。データの上げ方にしても。これは観念的になってしまいますけれども、ニーズ調査で希望というものがありますけれども人生そういうわけにはいかないで、希望はあるけれども現実はやっぱ子どものところで育てたいとか、どういう子どもの育て方をしたいかというような、そういう潜在的、本来子ども育て願望というようなニーズ調査では数字的には上げてこない、そういう子育てに関してはデータにならない部分の本来の願いというものがあるはずだと思うのです。京都の子ども未来プランでありますかね、そこで

子育てに対するあり方、捉え方というものを本当にここに願いとして込めて、それを作る器として施設で要保育の子どもたちを受け入れる施設を社会で作るという観点も一つはもちろん大切な部分があると思うのですけれども、京都の子どもたちが、また子育てするお父さん、お母さんがどう育てていきたいのか、どう育っていこうとしているのかということ、この「見込み量の精査をするに当たって」にどこまで入れ込むかということがやっぱり並行して行われたいいけないのではないかなという気がします。だから今藤本先生言われましたけれども、その90数人でしたっけね。そこからですね、それを本当にある時期の子どもたちを見てみたら、どこでパート、または就労したいかといったら、やっぱり子どもたちが大きくなったから就労したいという数字はやはり大きいというところに、願いは2、3歳から就労したいという、でも、3日間で4時間というのが数字も出ていますから、もう一回この何とか法というのがあったりするかもしれないけれど、統計の取り方自体がやっぱりロマンを入れ込む、京都としてのそれを入れ込まなければいけないのじゃないか。ただ統計の仕方は私たちは素人で分かりませんが、何かそういうものがないと会議で説明をしても、なんか専門家がばって出してきたからというのではどうも納得がいかない部分があるのじゃないかなと。多分ここで皆さんに聞いても、なんかこう数字のマジックというところが実感としてあるのではないかなという気がします。

○安藤部会長

色々今貴重な御意見が出ています。本会議までにまた委員さん皆さんこれに目を通していただいて、意見を述べてもらっても結構です。今日は突然出てきていますから、なかなか理解が難しいところが多々あると思いますので、今のが説明で、後でまたじっくりと読んでいただくということでもよろしいでしょうか。

○白澤保育課長

本当になかなか理解しにくいところがあったかと思います。説明する方もなかなか説明が難しいなということがございました。ただ先ほど待機児童数94名のお話なのですが、各年度ごとに待機児童数というのは推移しておりまして、京都市では待機児童数以上の定員増を毎年図っていくのですけれども、言いましたように潜在的な保育ニーズというのが更に出て参りますので、それ以上定員増を図ってもまた増えていくというような、いたちごっこの状況が続いております。国も当然そういった状況を分かっておりますので、こういったニーズ調査結果等を踏まえて要保育数というのを算出するというのを考えているところだと思います。また京都市においても実際待機児童数以上どれぐらい確保したらいいのかといった辺りも、この辺りの数字も踏まえて考えていけないかなと考えています。また委員の皆様から御意見いただきましたように、先ほど検討の視点というところでいくつかこちら課題として受け止めている点がございますので、また次回以降、こちらからもお示しした上で御議論いただけたらと思います。

○丸橋委員

今、升光先生がおっしゃったことがすごく分かるなと思ったことがあるのは、私もかつ

て幼稚園ママで、でも働きたかったのですよ。今でも本当に働きたいのに保育園に入れない、働かなあかんの保育園に入れない、幼稚園ですごく子どもを大事にしたい、小学校に上がってから働きたい。そこのところが非常に皆さんが、それがただ前よりよっぽど多くなっているわけですよ。その働きたい方、働かなあかん方。だからそこのところで、でも、大事にしたい、小学校上がってからでいいという方もいるので、そこのところがね、京都市としてどのように子どもたちが幸せに育つためには、母親が変なものを抱えていると、不満や不平を抱えていると、本当に子どもの子育てに良くないわけなので、そこのところがね、こういう調査でまずは表面的な数字が、確かに私も数字でやられると、もう頭が数字に弱いのですけれども、ただそこのところで京都市自体が、これだけ教育熱心な京都市自体が、どのところにどうされて、どこのその足りないところをどう補っていかれて、また幼稚園さんも預かり保育とか非常に今やってくださって、2歳児保育の充実したところもありますし、その辺がどのように協力態勢でやっていくのかということが、私がすごく大事なので、多分こんな会議でせつかく皆さん顔をあわせているので、その大事な連携体制というのが、またなんとかできるような会議に持って行っていただきたいと思うのです。また私もう一つ、これ直接関係ないとはいえ、今ちょうど厚生労働省の事業のお手伝いで、全国病児保育の先進的的事业の方の親向け冊子を作っていて、全国いくつか取材しているのです。そしたらやっぱり病児保育、病後児も、ほんとにすごく先進的なところに行ったから余計なのですから、保育園の上に病後児があつて、でも他の病後児と病児と全部連携してね、小児科医も。本当にもうみんなが困っているときはみんなで助け合っているというところもこの間行ったところなのです。だから、いろんな状態でね、本当に困っているお母さん、本当に自分の人生をやっぱり幸せに生きていただかないと、子どもがめちゃくちゃ不幸になるのは、私すごく感じてきているので、そこのところで、せつかくのこの皆さんの、みんなが子供の幸せを願っている中で、どうして行くのですかということが、行政の皆様がまずお金を持ってはるわけなのです。国から来るお金をどう生かすのかという、やっぱり行政なりの、京都市なりのビジョンとこの連携体制をどういう風にこの中で確立していただけるのかを、私すごくわくわくしながら、会議に参加させていただきたいと思っていますので、その辺も踏まえてまた実質の数字と、プラスどういう風なビジョン、どれだけみんなで作っていくかだけを、せつかくの皆さんの貴重な時間の会議なので、それをすごく楽しみにしていますので、どうしてもそこをちょっと発言したかったのです。

○藤本委員

今丸橋さんの、本当にその通りだなと思って聞いてたのですが、先ほど保育課長さんが、いやそうは93人とおっしゃるけれども、それは黙っていて93人じゃなくて、どんどん定員を増やしていてもそうなのですよ。そこに全ての答えが含まれていると思うのです。もちろん少子化で29年度で待機児童はある程度頭打ちといわれていますが、結局待機児童というのは箱を大きくすればするほど入ってくるわけですよ。だから、もちろん僕

は別に保育園に入る子どもたちがどうこうというつもりは全くないし、きちんと必要な人々を丁寧に手当でするという事は絶対大事です。絶対大事なの。ただじゃあ箱だけを増やせばいいかという、もっと大事なのは待機児童が出ないようにするという事ですよ。これは支援法にも書いてありますし、それからいわゆる指針にも書いてあります。今日は事業所の方も、あるいは代表の方もいらっしゃっていますが、全くこの、もちろんスケジュールはそうなのでしょうけれども、一番本当は大事な待機児童をどういう風にしたら減らせるのかという辺りが、今日の会議なんか初めての部会なのだけれども、テーマとしても挙がらない。メンバーとしてはいらっしゃるけれども、本当にメンバーとして来てくださっていることはすごく私たちはうれしいです。だけれども、事業者の方たちも一緒にですね、ぜひ働き方を考える、これはすぐにできることじゃないかもしれないけれども、前にも言ったかもしれませんが、当事者というのは幼稚園や保育園だけではないのですよ。当事者というのは社会全体だし、事業所というのは支援法にも明確に書いてあることですので、ぜひその辺り、本当に単に現場の箱だけを大きくすればいいという問題ではないということをぜひとも皆さんでしっかり共有していただきたいと思います。

○安藤部会長

後半になるとだいぶ意義のある発言が多々出てきておりますので、これに引継いでまだ発言していただいても結構です。ございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。とりあえず次に移らせてもらってもよろしいでしょうか。それでは、次の議題に入らせていただきたいと思います。

「教育・保育提供区域について」、事務局から説明をお願いいたします。今のは継続審議となっておりますが、継続審議なのですか。どういう扱いですか。

○白澤保育課長

継続して審議していただく予定にしております。

4 教育・保育提供区域について

事務局（白澤 保育課長）から、資料6-1から資料6-3までを用いて、教育・保育提供区域について説明。

○安藤部会長

今、提供区域についての説明がありました。何か御意見ございますでしょうか。

第一次区域と第二次区域と第三次区域、分けて結論出されているわけですが。地域によっては全括一次だけというのが、あちこちで京都府内でもありますけれども。今四段階にするということで、何か御意見ございますでしょうか。

○藤本委員

幼稚園連盟の藤本です。もう一度、ちょっと聞き逃していると思うのですが、今の現状の保育園は行政区域ごとですよ。それをあえて第三次的な構想をされる一番の理由は何が現状に問題があるのか。第三次区域的にすることの一番のメリットと申しますか、

子どもたち、保護者の人のメリットといいますか、その辺をちょっと教えていただきたいです。

○白澤保育課長

今行政区ごとに保育園の方、大体分布しているところがございますが、先ほども御議論いただいた待機児童の関係もございまして、実際行政区単位でというよりも行政区の中でもやはり待機児童の発生している地域というのは分布している状況がございます。それにピンポイントで対応していくということも踏まえますと、もう少し行政区よりも小さい範囲で区域を設定した上で、保育量の見込みを立てて、体制を確保していく必要があるかという風に考えているところです。

○藤本委員

それはそうなのかなと思いますけれども、ただ利用する側はピンポイントでそこを利用するかどうかを、全く分からないわけで、もう一ついえば、市民の方はほとんど行政区で保育所は入所するということがもうある種皆さんお分かりというか。その辺が、前も言ったと思いますけど、今ですら入所の手続きとかが非常に、数を見込むだけの話だけじゃなくて、今後そういう辺りを考えると、なぜその今までのことを更に細分化してしまう必要があるのかというのがちょっと良く分からないというところが一つあります。それからもう一つは、教育・保育の提供というのがいわゆる今おっしゃっているのは施設型給付と地域型保育給付の二つとおっしゃるけども、じゃあ施設型給付というのは具体的には認定こども園ですよ、改正後の。じゃあ認定こども園というのが今全て色々どういうふうになっていくというのは概要、全容が分かっているわけではないじゃないですか。どんな施設ができるか分からないものを、区域だけ決めるというのはおかしくないですか。こういうような施設だということを知って区域を決めるならいいのですけれども、まだ全然その幼保連携型、幼稚園型とかの細かいところを詰められていない段階で、何かちょっとえらい急いではなという、もちろん府に出すというお話もされたので、そこはそういう理由かもしれないですが、それはあくまでスケジュールを重視した話であって、もう少し提供されるものですよ、中身が、具体的な中身がどういふものか分かってからやるのが僕は本来ではないかなという風には感じます。それからもし、例えば施設型給付を受ける幼稚園、幼稚園が施設型給付を受けた場合にはこれはこの話の関係に入ってくるのか。その辺りもどう考えておられるのかなということも合わせて教えていただければと思います。

○荒木制度改革担当課長

資料6-1を見ていただきたいのですが、資料6-1の1ページの方の1番の「教育・保育提供区域とは」の丸三つの中の米印で書かせていただいているのですが、まず一つは今回お決めいただきたい提供区域といいますのは基盤整備や需給調整のための地理的な単位ということで、利用者は、北区の方が、上京区の保育園を利用しても全く問題ないですし、この新しい制度で変わるものではございません。ただ先ほど白澤が申し上げました通り、例えば左京区を例に言いますと一部の地域で待機児童は多いが、同じ左京区内でも地

域によってはもう十分保育が満たされているということもありますので、そういう意味で、よりきめ細かく、そのニーズに応じて整備ができるように提供区域を行政区より少し小さくいたしました。ただそれはそこを整備するための単位でありますので、その提供区域の中しか使ってはいけないということはありません。これはあくまで整備をしていくための単位ということで、こういった注釈を書かせていただいております。また、幼稚園につきましては、その米印の上になお書きで書かせてもらっているのですが、保育の部分でいきますと、例えばこの区域で十分保育の量がありますからこれ以上整備する必要がないというような状況になれば、新たに保育園をやりたい、認定こども園をやりたいといっても、需給調整の対象になってくるのですが、幼稚園につきましては、認可権限が京都府にあることと、また、法律的には需給調整という考え方がありません。ですから、幼稚園が施設型給付に移行した場合に、需給調整の対象にはならないということになります。保育の部分でいうと、需給調整の対象になっていきます。繰り返しにはなりますが、一番大切なのは、今回の提供区域というのは基盤整備とか、特に需給調整のための地理的な単位ですので、利用者の選択、利用者、保護者の方にはこれまで通り、勤務地の状況や住んでいるところの状況、園の特徴等踏まえて、選んでいただけることは、これまでから変わるものではないということです。

○藤本委員

そういうことなのでしょうけれども、おっしゃったように結局は施設型給付を受けるような施設が手を上げるときに需給調整がその区域で決まるということですよ。だから言ってみれば、京都市一つにするよりは、細分化した方が新しい施設が入る可能性は低くなるということですよ。だから、新規参入しづらくなる状況が今より生まれると思うのですけれども、それが本当に現状のところにあうのかどうかというのが、さっきのニーズ調査の話と逆、矛盾しているような、ニーズ調査ですごく増えますよと言っておいて、それだけでも細分化されるということと何かちょっとずれるという気がするのですよね、率直に。それからもう一つは確かに75%という人数は多いとは思いますが、じゃあ25%の人を無視するわけですよ。そういう切り方というのがいいのか。それだったら別に行政区のままで残しておいたら、何がいけないのかということが素朴な疑問として残ります。それからもう一つ、教育・保育という部分で、やっぱりなんでこういうことを言うのかというと、保育という分野は、前も言ったのですけれども、こういうのが従来からあると思うのですが、教育というものに、もちろん幼稚園は外とおっしゃるけれども、なぜここにそういうところだけ教育・保育と並べられるとですね、ちょっとこれ一緒にさせるのは違うと思うのですよね。量の見込みとかという部分をですね、教育・保育というところで横並びにされるというのはちょっと私としては納得いかないのと、教育・保育という言葉が多く使われている部分と、学校教育・保育という、学校教育という言葉が時々使われていたりで、これが何かよく分からないのですよ。例えば、資料1-1のところにも最初は教育・保育提供区域と書いてあるけれども、3つ目の点には、幼児期の学校教育・

保育の一体提供とか、学校教育・保育の量の見込みとかね。多分教育という言葉と学校教育というのが時々混じって使われていて、何かよく分からないです。教育・保育というのは施設型給付なのだという風に限定していいのですか。

○荒木制度改革担当課長

そうですね。これは確かにおっしゃるとおり、国の法律や法令等の書き方をそのまま書いていますので、ここでいう教育・保育提供区域というのは施設型給付の考え方の発想のところになります。

それと、先ほど新規参入の話が藤本委員からございましたが、新規参入というのを特に阻むという理由でやっているわけではなく、あくまでもニーズに応じて、この区域についてはニーズが多いからまだいけるけれども、ここはもうニーズがない状態なので、ここは手を上げてもういっぱいです、といった話をさせてもらおうと。あくまでも参入を認めないという意味合いではなく、ニーズに応じた整備をきめ細かく進めるためにこういうような区分けをしてはどうかと、そういう発想で考えております。

○藤本委員

何度もいいますが何を提供するか見えていないのに、何かちょっと変な気が。逆の立場だったら、何が本当に自分が希望しているものか分からないのに、区域を割るというのは不自然な気がしてしょうがないです。

○一村委員

非常に素朴な感覚でいえば、私はこの区分けの仕方は合理的だと思うのですね、京都市さんの。というのは、例えばさっき東山区の例が出たのですけれども、私が住んでいるところも東山区なのですけれども、子どもの人口が正直少ない。だから、ほとんどの人が自分のところの保育園、うちも東山区の保育園に子ども2人行っています。で、定員が空いていたから、他の区の人を、うちの保育園も頑張って園バスを走らせはって上京区辺りまでが一つと回って行ってはるのですよね。そういう状況なのは分かるのです。だからそういうところに、新しい保育園を作ってもそれはちょっと無理なのちゃいますかということ、こういう資料をお作りになったのが、京都市さんの考え方かなと思うので。絶対東山区で保育園を作ってはあかんとか、そういうことを、別にこの資料で何か京都市がサンクションかけようとかいう気はないと僕は思うので、そこは私はこの表を今後新規参入してこられる認定こども園さんの方とかが参考に使わったら良いと思います。非常に面白いというか、東山区がそうであるのですけれども、逆に例えば京都駅の近くにあるような下京とかそういうところらへんとか、後はオフィス街とかが多い中京とかそういうところになると、他府県から多分お子さんを連れてそこまで来て、預けて会社に行っているとかいう人もいると思うので、やっぱりそういうところは逆にこの保育園とかを作ってもニーズがあるかもしれないという。そういうことは参入される業者が考えることだと思うので、その参考資料としてこれを作っていることについて、何か問題があるというのは、私は正直何も感じなかったのが率直な意見です。

○安藤部会長

他にございませんでしょうか。

○白澤保育課長

今のお話で1点だけ。下京とか中京で、他府県の方が来られて預けるというのは、利用条件のところで御説明しましたとおり、京都市にお住まいの方が……

○一村委員

ああ、他府県でなく、他の区ですね。すいません。

○白澤保育課長

分かりました。結構です。

○安藤部会長 他にございませんでしょうか。

ないようでしたら、京都市子ども・子育て支援事業計画における教育・保育提供区域の設定については、基本的に事務局の原案どおりということによろしいでしょうか。

それでは、事務局案で進めていっていただきたいと思います。

それでは、他にございませんようでしたら、次の議題に移りたいと思います。「施設・事業の認可基準等について」、事務局から説明をお願いしたいと思います。

5 施設・事業の認可基準等について

事務局（澤井 企画・民営保育園担当課長）から、資料7を用いて、施設・事業の認可基準等について説明。

○安藤部会長

ありがとうございます。この施設・事業の認可基準等についても、先般出てきたものですね。それを前提しながら、今進めようとしていただいたわけですが、何か御意見や御質問ございませんでしょうか。

今日は特に国基準について説明してもらいました。何かございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。それではないようですので、これで本日の議事については以上とさせていただきます。本日はこれで閉会とさせていただきますと思います。委員の皆様には色々御意見を頂戴しまして、ありがとうございます。それでは進行を事務局の方へお返ししたいと思います。

○廣瀬施設整備担当課長

安藤部会長、ありがとうございます。また、委員の皆様におかれましても、本日はお忙しい中にお集まりいただきまして、また長時間にわたって御審議いただきまして、厚く御礼申し上げます。

以上で、第1回幼児教育・保育部会を終了させていただきます。

傍聴の皆様におかれましては、お忘れ物などございませんよう、お気をつけてお帰り下さいますようお願い申し上げます。

委員の皆様は、連絡事項がございますので、もう少々お待ちいただきますでしょうか。

よろしく願いいたします。

それでは、委員の皆様に連絡事項を申し上げます。

次回、第2回の幼児教育・保育部会につきましては、冒頭にも資料がございましたが、2月20日（木）に開催の予定といたしております。御多忙とは存じますけれども、引き続き御協力賜りますようよろしくお願いいたします。

また、冒頭にも申し上げました、今回資料が当日配布となりました関係で、質問票をつけさせて頂いておりますので、御意見御質問等ございましたら事務局までお送りいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

本日は、どうもありがとうございました。